

基本目標 1

ともに支え合う地域づくり

誰もが安心して住み続けられる地域づくりの基本は、お互いの人権を尊重し、困ったことがあつたらお互いに助け合い、支え合うという気持ちの醸成です。このため、町民がお互いを理解し、尊重し合うことができるよう、家庭や学校教育、生涯学習(※2)における福祉教育(※3)の推進や人権意識の向上を図ります。

また、地域における人間関係が希薄化している中で、子どもから高齢者まで町民すべてが身近な地域で気軽に集まり、交流することができ環境を整備するとともに、町民や各種団体、町などの連携による、地域で支え合うネットワーク(※4)づくりを推進します。

【主な取り組み】

- 福祉教育の推進
- 人権意識の向上
- 地域ぐるみでの交流促進
- 地域福祉活動の拠点づくり

●地域福祉ネットワークの構築

町民の役割

◇町民一人ひとりが、福祉に関心を持ち、お互いの人権を認め合います。

◇隣近所とのあいさつや声をかけを普段から心掛けます。

◇地域の交流の場や行事などへ、隣近所で誘い合つて参加します。

地域の役割

◇福祉教育や人権問題についての学習の機会をつくりま

◇サロン(※5)など、町民が気軽に参加できる交流の機会をつくりま

◇民生委員・児童委員や福祉協力員など、町や関係機関への橋渡し役となる関係者や町民との連携を強めます。

町の役割

◇福祉教育や人権問題に関する講演会・研修会などを開催し、町民の積極的な参加を促進します。

◇老朽化した公共施設を整備するとともに、地域の様々な資源を活用した、新たな

地域福祉活動の場の確保に努めます。

◇支援を必要としている人たちを地域で支え合うネットワークづくりを推進します。



基本目標 2

地域福祉活動の担い手づくり

地域福祉を推進するためには、地域福祉活動の中心となる人材や福祉関係団体などの確保・育成が必要不可欠です。このため、地域福祉を担う人材の発掘・育成、ボランティア団体や福祉関係団体などの育成・支援に努めます。

また、地域福祉活動の担い手の一員である民生委員・児童委員及び地域福祉推進の中心

的役割を果たす社会福祉協議会の活動支援に努めます。

【主な取り組み】

- 地域福祉を担う人材・団体の育成
- 民生委員・児童委員活動の充実
- 社会福祉協議会活動の活性化

町民の役割

◇ボランティアや福祉関係団体などの活動に関心を持ち、積極的に参加します。

◇日頃から居住地の担当民生委員・児童委員や主任児童

委員を把握しておき、困りごとがあつたらいつでも相談するよう心掛けます。

◇社会福祉協議会の活動に関心を持ち、地域福祉に関する活動に積極的に参加します。

◇団体の活動内容や組織のあり方を工夫するなど、新たな発想を取り入れた魅力ある団体づくりと運営に取り組みます。

◇自治会・町内会や民生委員・児童委員などの情報交換・

意見交換の機会をつくりま

◇社会福祉協議会と連携し、関係団体などのネットワークを構築します。

◇町民マスター(※6)制度の導入などにより、地域福祉の担い手確保に努めます。

◇民生委員・児童委員の育成と確保を図るとともに、地域で活動しやすい環境をつくるため、積極的に情報提供を行います。

◇社会福祉協議会が策定する



「地域福祉実践計画」の取り組みを支援します。